

## 総合点の算出方法について（令和8年6月以降公告分より）

$$\text{【総合点} = \text{客観点数（総合評定値通知書の総合評定値 P）} \\ + \text{主観点数A} + \text{主観点数B} + \text{主観点数C} \text{】} \\ \text{（工事成績）（指名停止）（施工体制）}$$

- 1 対象業種・・・土木一式、建築一式、管、舗装の4業種
- 2 客観点数・・・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）
- 3 主観点数
  - ・主観点数A・・・前年度に採点された工事成績評点（4月1日から翌年3月31日までに完成し検査の終了したものを対象）から算出した数値
  - ・主観点数B・・・前年度における指名停止に係る期間（4月1日から翌年3月31日までに措置が確定した期間）から算出した数値
  - ・主観点数C・・・前年度の施工体制点検結果（4月1日から翌年3月31日までに完成し検査の終了したものを対象）から算出した数値
- 4 算出方法
  - ・主観点数A・・・各業者の各業種毎の平均点（小数点以下は切捨て）を表1に当てはめた点数を加算・減算します。

（表1）

工事成績評点の平均点	点数
96点以上	+60
91点～95点	+50
86点～90点	+40
81点～85点	+30
76点～80点	+20
65点～75点	0
60点～64点	-20
57点～59点	-30
54点～56点	-40
51点～53点	-50
51点未満	-60

- ・主観点数B・・・指名停止を受けた月数を10倍した点数を減点します。

- ・主観点数C・・・ 施工体制点検結果に基づき表2のとおり減点します。

(表2)

施工体制点検内容		点数
入札参加申請時と契約時点及び工事施工途中に技術者に変更が生じた場合		変更回数 × - 4
現場確認時において是正措置が生じた場合		行った回数 × - 4
現場確認時において不履行があった場合	身分証明書の携帯の「無」の場合	個数の合計 × - 2
	現場代理人の常駐の不在の場合	個数の合計 × - 2
	施工体制台帳の整備の「無」の場合	個数の合計 × - 2
	施工体系図の掲示の「無」の場合	個数の合計 × - 2
	請負人の現場施工内容の「不適」の場合	個数の合計 × - 2
	施工体系図に記載のない業者の作業の「有」の場合	個数の合計 × - 2
	建設業許可を表す標識が設置されていない場合（公衆の見やすい場所【元請負】）	個数の合計 × - 1
	労災保険関係の成立を表す標識（現場の見やすい場所）が設置されていない場合	個数の合計 × - 1
	建設業退職金共済組合への加入標識（現場の見やすい場所）が設置されていない場合	個数の合計 × - 1
	再下請通知書に関する書面（工事関係者の見やすい場所）が設置されていない場合	個数の合計 × - 1
完成検査時において主任（監理）技術者が工事内容を掌握していない場合		- 5